

第1章 総論

第1 趣旨

この技術指針は、神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、評価項目の選定、調査等の実施その他の環境影響評価に関する技術的事項及び配慮事項について、対象事業に共通するものを定めるものである。

なお、この技術指針は、環境影響評価に関する今後の科学的知見の進展、事例の積み重ね等に応じて、適宜改正を行うものとする。

対象事業の環境影響評価を実施するに当たっては、対象事業の種類、規模その他の内容（以下「事業特性」という。）及び対象事業の位置又は実施区域並びに周辺地域（以下「実施区域等」という。）の環境の特性（以下「地域特性」という。）に応じて、事業者が自ら最適な手法を選択すべく検討を行うことが重要であり、この技術指針に定める手法以外のものであっても、本指針と同等程度以上の技術的信頼性を有するもの等、適切と認められる場合には、その手法を採用することができる。

第2 用語の定義

この技術指針で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

第3 評価項目の構成

神奈川県環境影響評価条例施行規則（昭和56年神奈川県規則第11号）第3条で規定する評価項目の定義は、別表1に掲げるとおりとする。

第4 配慮事項の内容等

条例第5条で規定する配慮事項は、別表2に掲げるとおりとし、この中から事業特性を勘案して配慮事項を選定した上で必要な対策を検討するものとする。

なお、別表2の配慮事項のうち、実施区域等の環境の調査が可能なものは、調査を実施した上で必要な対策を検討するものとする。

【解説】

条例第5条の配慮事項は、評価項目のように調査等の手法が確立されていないが、対象事業を実施するに当たり環境保全上の見地から対策を講ずる必要のある事項である。

対象事業の実施区域等の周辺の環境現況の調査が可能な配慮事項は、対策による効果についても検討すること。

第5 法対象事業以外の対象事業に係る環境影響評価の実施手順

対象事業の環境影響評価を実施するに当たっては、事業特性及び地域特性を踏まえて、適切に環境要因の把握を行うとともに、それに応じた適切な水準の調査、予測及び評価を行う必要がある。併せて、必要かつ十分な情報量により正確かつ分かりやすい記載に努める。

対象事業の計画については、評価項目の選定及び調査等の手法の選定に必要な情報であることなどから、検討の進捗状況に応じて、手続の各段階で可能な限り具体的に記載するよう努める。

対象事業の環境影響評価を実施する上での手順は、次のとおりとし、この手順に従い事業特性を考慮して、環境影響評価を実施しなければならない。

【解説】

対象事業について環境影響評価を実施する手順（事業計画から予測評価書作成まで）の流れを別図に示す。

1 実施計画書の作成について

(1) 対象事業の実施区域等の環境の特性の把握

地域特性の把握は、事業特性を勘案して別表3の調査内容の中から必要な事項を選定して実施しなければならない。

また、把握に当たっては、原則として入手可能な最新の既存資料を収集して行うものとし、必要に応じて現地調査及び専門家等から知見の聴取を実施するものとする。

【解説】

地域特性の把握は、対象事業の計画の策定並びに評価項目の選定及び調査方法、調査時期等の調査計画その他の内容を検討する上で重要なものである。

地域特性の把握は、環境影響評価の基本条件となる事項であるため、必要かつ十分な範囲で情報を収集し、併せて必要に応じて過去の状況の推移や将来想定される状況の変化についても整理するものとする。それにより、特に環境の保全についての配慮が必要な対象や、広域的に見た当該区域の環境の位置づけなど、環境の保全についての配慮を適正に行うために必要な特性を把握する必要がある。

(2) 対象事業の計画の策定

対象事業の計画の策定に当たっては、地域特性を踏まえ、神奈川県環境基本計画と十分整合を図るとともに、その他行政機関が定めた環境施策との調整も図らなければならない。

【解説】

神奈川県環境基本計画やその他行政機関が定めた環境施策と事業計画との関連性や整合性について記載すること。

その他行政機関が定めた環境施策の例として以下のようなものがあげられる。

- ・都市計画区域における整備、開発及び保全の方針
- ・市町村都市計画マスタープラン
- ・市町村緑の基本計画
- ・景観条例に基づく景観計画
- ・その他専ら環境の保全及び創造を目的とする計画又は環境の保全及び創造の事項を含む計画

（神奈川県地球温暖化対策計画、神奈川県循環型社会づくり計画、かながわ生物多様性計画、神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画等）

(3) 評価項目の選定

評価項目の選定に当たっては、対象事業の計画に係る環境影響要因（以下「影響要因」という。）について把握し、これを基に別表1に掲げる評価細目のなかで環境に影響を及ぼすおそれのあるものを別表4の評価項目選定表を用いて選定しなければならない。その際、全ての評価細目について、選定又は非選定の理由を明らかにする。

なお、必要に応じて専門家等の助言を受けて選定するものとする。

【解説】

環境要因の把握は、対象事業の実施区域等の環境に及ぼす影響を明らかにするために重要なものである。

この把握に当たっては、事業特性や地域特性についての調査結果を踏まえ、工事の実施や土地又は工作物の存在及び供用の区分ごとに影響を及ぼすおそれがあるものを抽出するものとする。

(4) 調査等の手法の選定

調査の手法、予測の手法及び評価の手法の選定は、次のことを踏まえて、評価細目ごとに第2章「各論」の規定に基づき検討をするものとする。

また、手法の選定の理由は可能な限り明らかにする。

なお、必要に応じて専門家等の助言を受けて選定するものとする。

【解説】

環境に影響を及ぼす程度は、対象事業の特性、地域特性等の違い等により異なることから、想定される影響の程度を勘案し、調査等の手法は重点化又は簡素化するなど柔軟に検討する必要がある。

ア 調査の手法

調査の手法は、評価細目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、調査すべき情報、調査方法、調査地域及び地点又は調査の対象範囲並びに調査の時期、期間又は時間帯を、予測及び評価に必要とされる水準が確保されるよう適切に選定しなければならない。

【解説】

評価細目のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある場合は、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。

なお、現地調査を行う場合は、調査の実施による環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意すること。

調査対象について、季節による変動を把握する必要がある場合は、これを適切に把握できるよう調査時期を設定すること。

年間を通じた調査を行う場合、調査開始時期は、情報に大きな変化がないことが想定される時期となるよう、留意すること。

また、長期間の観測結果が存在し、かつ、現地調査を行う場合は、当該観測結果と現地調査に

より得られた結果とを比較できるようにすること。

イ 予測の手法

予測の手法は、評価細目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、予測の前提、予測方法、予測地域及び地点又は予測の対象範囲並びに予測の対象とする時期、期間又は時間帯を、評価に必要とされる水準が確保されるよう適切に選定しなければならない。

【解説】

予測方法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、選定した評価細目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれ内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにする。

予測手法の選定に当たっては、以下の点に留意すること。

ア 隣接した類似事業の実施

既に隣接して同一又は類似の事業が実施されている場合には、予測の前提などの予測に関する事項について対象事業実施前と予測の対象とする時期等との差異を一覧表に整理するなど、県民にとって理解しやすい方法で明らかにする必要がある。

イ 将来の環境の状況

対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況を、関係する地方公共団体が有する情報を収集して推定することにより、明らかにできるよう整理し、これを勘案して予測が行われるようにすること。

将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況とする。

また、将来の環境の状況の推定に当たって、国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるよう整理する。

ウ 通常の状態に達するまで長期間を要する事業活動

工事完了後の土地若しくは工作物の供用による事業活動が通常の状態に達するまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合にあっては、必要に応じ中間的な時期での予測を行うものとする。

エ 予測の不確実性

新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにすること。この場合において、予測の不確実性の程度については、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により把握するものとする。

ウ 評価の手法

評価の手法は、対象事業の実施により環境に及ぶおそれのある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかを評価できるよう、適切に選定しなければならない。

また、環境基準、法令、通知、要綱等に定められた基準、目標等がある場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価できるように選定しなければならない。

なお、当該基準等に照らすこととする考え方を明らかにできるように整理するものとする。

【解説】

評価の手法の選定に当たっては、対象事業の実施区域等における現在の環境の状況を可能な限り悪化させない観点を基本とし、選定した評価細目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、環境に及ぼすおそれのある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価できるよう、検討を行うものとする。

「環境の保全等についての配慮」とは、環境が保全されるように対策を講じることの他に、現在の環境が改善される場合や例えば景観において、対象事業の実施により現状より優れたものを形成する場合も含んでいる。

このような環境へのプラスの効果をもたらす影響についても、積極的に評価に取り入れることが望ましい。

また、基準又は目標の他には参考となる最新の科学的知見が考えられる。

なお、環境基準等が定められている評価項目について、当該基準等と予測結果の間で整合が図られているかどうかを評価する際には、上記の趣旨及び当該基準等の環境保全施策上の位置づけを踏まえて、当該基準等の数値を満足しているか否かだけではなく、環境保全上の支障が生じるおそれがないかという観点から、適切に評価を行う必要がある。特に、現状が当該基準等の値を十分に下回っている場合は、その値まで許容されるということではないことに注意する必要がある。

(5) 計画立案段階の検討経緯

条例第7条第1項第9号の対象事業の位置又は実施区域の決定前の計画の立案段階において行った検討の経緯及びその決定の理由の記載に当たっては、事業特性及び地域特性を踏まえた上で、生活環境保全上の配慮が必要な地域や対象及び重要な自然環境などの把握の状況、これらに対して講じることとした環境保全上の配慮、並びにこれらを踏まえた対象事業の位置又は実施区域の決定に至った検討経緯及び理由を記載する。

【解説】

生活環境保全上の配慮が必要な地域や対象とは、学校、病院、住居専用地域、水道原水取水地点等で、健康の保護又は生活環境の保全上の影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものという。

重要な自然環境とは、人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息・生育の場としての自然環境のほか、次に掲げるもので、これらの自然環境に対しての環境の影響が著しいものとなるかについても把握する。

ア 自然林、湿原、藻場、干潟、サンゴ群集、自然海岸等、人為的な改変をほとんど受けていな

[第1章 総論]

い 自然環境や一度改変すると回復が困難な脆弱な自然環境

イ 里地里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等）並びに河川沿いの氾濫原の湿地帯及び河畔林等のうち、減少又は劣化しつつある自然環境

ウ 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟、土砂崩壊防止機能を有する緑地等、地域において重要な機能を有する自然環境

エ 都市に残存する樹林地及び緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等）並びに水辺地等のうち、地域を特徴づける重要な自然環境

計画立案段階の検討経緯の中で、複数案の検討を行った場合は、その内容を可能な範囲で記載することが望ましい。

2 予測評価書案の作成について

(1) 調査等の手法の再検討

調査等の実施に当たっては、審査意見書を尊重し実施計画書に記載した調査等の手法を再検討しなければならない。

【解説】

調査等の実施の段階で、必要に応じて手法の再検討を行う場合もある。（別図参照）

(2) 調査等の実施

(1)で再検討された手法により、次のアからウのとおり調査等を行うものとする。

ア 調査の実施

評価細目ごとに調査を実施する。

イ 予測の実施

評価細目ごとに、環境保全対策を含めた事業特性を前提として予測を実施する。

予測及び評価の結果を踏まえ、必要に応じて環境保全対策を再検討する。

ウ 評価の実施

評価細目ごとの評価及び環境保全上の見地から全体として適正な配慮がなされているかについての評価（以下「総合的な評価」という。）を行うものとする。

評価の実施に当たっては、調査及び予測の結果を踏まえるほか、「第5-2-(3) 環境保全対策の検討」及び「同(4) 事後調査計画の策定」を勘案しなければならない。

また、評価の根拠及び評価に関する検討の経緯を評価細目ごとの特性に応じて明らかにするものとする。

特に、総合的な評価では、複数の評価細目に及ぼす影響について、これら評価細目の相互関係を把握した上で、全体として適切な環境保全対策がなされているかについて検証するものとする。

【解説】

工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれがあり、環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。

評価に当たり「第5-2-(3)環境保全対策の検討」及び「第5-2-(4)事後調査計画の策

定」を勘案した場合は、これらを一覧として整理したものの関連を示すことによりその検討の経緯を明らかにすること。

評価の根拠及び評価に関する検討の経緯を明らかにするに当たっては、画一的な方法を用いるのではなく、環境保全対策の複数案を比較検討する方法、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かを検討する方法、現在の環境の状況を可能な限り悪化させない観点で評価する方法等により、評価細目ごとの特性に応じた方法を適切に選択するよう努めるものとする。

なお、環境へのプラスの効果をもたらす影響についても、積極的に評価に取り入れることが望ましい。

評価細目ごとの評価だけでは、対象事業の実施による全体としての環境影響の把握は難しく、環境保全対策をとることにより変化する環境影響が、複数の評価細目に及んだ結果、そのうちの一部の評価細目では環境影響を軽減できない場合も考えられることから、総合的な評価では、評価細目間の関係が分かるように事業全体としての評価を行うことにより、適切な事業計画、環境保全対策等を講じることができることを狙ったものである。

(3) 環境保全対策の検討

対象事業の実施が、選定した評価細目に係る環境に及ぼす影響を極力抑制するための対策（以下「環境保全対策」という。）を検討しなければならない。

この検討に当たっては、地域特性を勘案し、環境影響を実行可能な範囲内で回避又は低減させる対策を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置について検討するものとする。

環境保全対策の検討を行ったときは、複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討その他の適切な検討を通じて、妥当性を検証しなければならない。

また、検証内容を含め、環境保全対策に係る検討の経緯を明らかにしなければならない。

なお、環境保全対策の検討に当たっては、必要に応じて専門家等の助言を受けるものとする。

【解説】

回避とは、事業の実施予定地の変更等により環境への負荷を0にすることであり、低減とは、環境保全対策を講じることにより汚染物質の排出を少なくするなど環境への負荷を最小化する行動のことである。

代償とは、事業の実施により損なわれる環境の有する価値を、代替的な資源または環境で置き換えるか、またはそれを提供することである。

検討した環境保全対策については、その内容と効果、評価細目との関連、不確実性の程度等、代償措置を実施することになった場合は、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由や、効果の根拠及び実施が可能であると判断した根拠、また環境保全対策をとらない場合はその理由について明らかにし、これらを一覧に整理するものとする。

なお、環境保全対策の検討を実施計画書の作成前や、作成時から段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全対策についても、具体的な内容を明らかにできるように整理するものとする。

(4) 事後調査の計画の策定

事後調査の計画の策定は、次のアからウのとおり行うものとする。

ア 対象事業による環境への影響の程度に応じ、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する評価細目を事後調査を実施する項目（以下「事後調査項目」という。）として選定する。

(ア) 予測の精度が十分でなく、検証を要するもの。

(イ) 効果が出現するのに時間を要するか又は効果に係る知見が不十分な環境保全対策を講ずるもの。

(ウ) 工事の実施中及び供用後において環境保全対策の内容をより詳細なものにするもの及び将来において周辺状況に変化が生じること等が予想され、事後調査の結果に基づく環境保全対策の修正等があらかじめ見込まれるもの。

【解説】

事後調査は、対象事業の実施が環境に及ぼす影響についての実態の調査であり、調査等の結果について検証し、必要に応じて対策を講じるために行うものである。

(ア)の「予測の精度が十分でなく」とは、予測において前提とする環境保全対策の効果の不確実性が高い場合を含む。

(ウ)の「将来において周辺状況に変化が生じること等が予想され」る場合とは、例えば次のような場合が考えられる。

- ・河口域における構造物の建設に伴い周辺の水環境について保全対策を講じようとする場合であって、当該範囲の水環境に相当程度影響が生じることが考えられる、当該事業とは関連のない別の事業が計画されている場合
- ・周辺区域の土地利用の状況、都市計画等から判断して、将来、騒音に係る配慮が必要な範囲に住居等が立地することが予想される場合
- ・廃棄物・発生土が多量又は長期にわたり排出され、将来、処理・処分の可能量や循環的な利用の状況に変化が生じることが想定される場合

将来、このような計画等により周辺状況に変化が生じた場合には、事業者が想定する環境保全対策が最適なものとは言えなくなることも考えられ、事後調査の実施と、その結果に基づく環境保全対策の修正、詳細化等が必要になると考えられる。

事後調査項目は、事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ適切なものを選定する。

「事後調査項目としての選定の要否を判断した理由」は、事後調査項目と行為内容（環境影響要因）との関係を踏まえ明らかにする。

事後調査の手法は、事後調査項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法であって、できる限り環境に及ぼす影響が小さい手法を選定する。

事後調査は、対象事業を完了した日から5年を経過するまでの間に行うものであるが、原則として予測対象時期に行い、予測対象時期を複数設定した場合には、それぞれの時期に行う。

ただし、環境保全対策として代償措置を行う場合等は、その効果に係る知見や効果の不確実性の程度を勘案して、予測対象時期を踏まえた一定期間に、継続して事後調査を行うことが望ましい。

なお、事後調査の計画としては、事後調査の項目、手法及び調査等の結果の検証方法以外に、事後調査報告書の提出の時期を予測評価書案に記載する必要がある。

イ 事後調査の方法、時期等の手法及び調査等の結果の検証方法を第2章「各論」に定めるところにより選定する。

ウ 各評価細目について、事後調査項目としての選定又は非選定の理由を明らかにする。

エ 事後調査の項目及び手法については、必要に応じて専門家等の助言を受けるものとする。

(5) 配慮事項の選定及び環境保全上の見地から講じようとする措置の検討

配慮事項は、別表2に規定する配慮事項の中から対象事業が環境への影響を及ぼすおそれのある事項を選定するものとする。また、選定した配慮事項に係る環境保全上の見地から講じようとする措置は、必要に応じて、環境の調査を行った上でその内容を検討するものとする。

【解説】

第4に規定する「配慮事項」については、対象事業の内容を勘案して配慮事項を選定した上で、必要な対策を検討するものとする。

選定した配慮事項については、環境現況の調査が可能な事項にあつては調査を実施した上で、具体的対策を明らかにするものとし、環境現況の調査が困難な事項については、具体的対策のみ明らかにする。

なお、環境現況の調査が可能なものとは、電磁波、有害物質及び光害（人工光）の強度又は濃度があげられる。

配慮事項の中で、「ヒートアイランド現象の緩和に寄与する措置」におけるエネルギーの効率的利用等による排熱の低減量と、「温暖化の防止措置」における二酸化炭素などの温室効果の原因となるガスの排出抑制量については、その配慮の内容として可能な限り定量的に示すこと。

環境保全上の見地から講じようとする措置が、評価細目と関連があり、新たに環境に及ぼす影響が生じるおそれがある場合は、必要に応じこれを含めた総合的な評価を行うこととする。

3 予測評価書の作成について

予測評価書の作成に当たっては、審査書を尊重して予測評価書案に記載されている内容を再検討する。

第6 法対象事業に係る環境影響評価の実施手順

法対象事業に係る別表1に規定する評価項目及び別表2に規定する配慮事項のうち、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第1項の環境の構成要素に係る項目（以下「法対象評価項目」という。）に該当する部分以外の項目に係る環境影響評価を実施する上での手順は、次に示すとおりとし、この手順に基づき法対象事業の種類、規模その他の内容を考慮して、環境影響評価を実施するものとする。

なお、法対象評価項目に該当する部分の環境影響評価の実施に当たっては、この手順に配慮する。

【解説】

法対象事業に係る技術指針別表1に規定する評価項目及び技術指針別表2に規定する配慮事項

のうち、法対象評価項目に該当する部分以外の項目とは、規則別表第2の備考を指し、この項目の中から「1 条例方法書の作成について」以下の手順に沿って選定し、環境影響評価を実施するものとする。

また、法対象事業について環境影響評価を実施する手順（事業計画から条例評価書作成まで）の流れは、別図に準ずる。

なお、法対象評価項目は、環境基本法第14条各号に掲げる事項の確保を旨として事業の種類ごとに主務省令で定められていることから、条例第1条の目的である神奈川県環境基本条例の本旨を達成するための評価項目及び配慮事項とは一部異なるものがある。

1 条例方法書の作成について

条例方法書（条例第29条第1項第2号から第5号までに掲げる事項）の作成に当たっては、「第5-1 実施計画書の作成について」の手順に準ずるものとする。

なお、必要に応じ法第5条第1項の規定に基づき作成する方法書とも整合を図るものとする。

【解説】

条例方法書の作成に当たり条例第29条第1項第4号に掲げる事項については、法第5条第1項第4号に掲げる事項と整合を図る観点から、評価目標、評価方法についても検討し明らかにする。

法対象事業については、方法書及び条例方法書を作成することとなり、これらを作成するに当たっては、同等の事項を記述することも必要となることから条例方法書と方法書の内容について十分整合を図る必要がある。

2 条例準備書の作成について

条例準備書（条例第38条第1項第5号から第8号まで及び第10号に掲げる事項）の作成に当たっては、「第5-2 予測評価書案の作成について」の手順に準ずるものとする（総合的な評価に係る内容は除く）。

なお、必要に応じ法第14条第1項の規定に基づき作成する準備書とも整合を図るものとする。

【解説】

法対象事業については、準備書及び条例準備書を作成することとなり、これらを作成するに当たっては、同等の事項を記述することも必要となることから、条例準備書と準備書の内容について十分整合を図る必要がある。

3 条例評価書の作成について

条例評価書の作成に当たっては、条例準備書審査書を尊重して条例準備書に記載されている内容を再検討する。

なお、必要に応じ法第21条第2項の規定に基づき作成する評価書とも整合を図るものとする。

【解説】

法対象事業については、評価書及び条例評価書を作成することとなり、これらを作成するに当たっては、同等の事項を記述することも必要となることから、条例評価書と評価書の内容について十分整合を図る必要がある。

第7 事後調査等の実施

1 事後調査等及び検証の実施について

「第5-2-(4) 事後調査の計画の策定」に定めるところにより策定した計画、同(4)の手順に準じて策定した条例準備書事後調査の計画又は法第14条第1項第7号ハの環境の状況の把握のための措置について評価書に記載した内容に従って事後調査等を行い、調査等の結果との検証を行う。この検証は、次の手順により行う。

なお、検証に当たっては必要に応じて専門家等の助言を受けるものとする。

ア 講じた環境保全対策、条例第38条第1項第7号の環境の保全のための措置又は法第14条第1項第7号ロの環境の保全のための措置（以下「環境保全対策等」といい、この項においては2の項にいう修正等を行う前のものをいう。）の内容を整理する。

イ 事後調査等の結果と、調査結果又は予測結果との比較を行う。

ウ 事後調査等の結果と、調査結果又は予測結果との差異が認められた場合には、必要な範囲でその原因を分析する。

エ 講じた環境保全対策等の効果について整理する。

オ 評価結果の妥当性について検討する。

【解説】

検証結果は、事後調査報告書で明らかにする。

2 事後調査等の結果に基づく対策の実施について

前項の結果を踏まえ、環境保全対策を修正又は追加した場合には、それらの内容を整理する。

その際、修正等を行う理由及び修正等により期待される効果も併せて整理する。

なお、対策の修正又は追加をする場合は必要に応じて専門家等の助言を受けるものとする。

【解説】

1の項の「環境保全対策等」は、原則として当該事後調査等を実施するまでに行った全ての環境保全対策等を指す。したがって、予測評価書の提出以降、当該事後調査等を実施するまでに環境保全対策等の修正、追加等を行った場合には、それらも含めて整理する必要がある。

事後調査結果と調査等の結果との検証は、事後調査項目を選定した観点（第5-2-(4)-ア-ア(ア)から(ウ)の内容）を踏まえて行う。

第5-2-(4)-ア-ア(ウ)「事後調査の結果に基づく環境保全対策の修正等」を実際に行った場合には、2の項の「事後調査等の結果に基づく対策」として整理する。

第8 その他

1 既存調査の活用

実施計画書又は条例方法書を作成する時点で、既に実施区域等の環境の特性の把握に必要な調査等と同等の調査を実施した場合（おおむね過去5年の間に実施した調査）は、実施した調査結果について実施計画書又は条例方法書の作成に活用できるものとする。また、この調査結果についても、対象事業の実施区域等の環境の変化について検討した上で予測評価書案又は条例準備書の作成に活用できるものとする。

【解説】

既存の調査結果を活用する場合にあっては、審査意見書若しくは審査書又は条例方法書審査意見書若しくは条例準備書審査書により、調査の再実施等の変更を求められることもある。

2 記述に当たっての注意

実施計画書、予測評価書案及び予測評価書並びに条例方法書、条例準備書及び条例評価書の記述に当たっては、できる限り簡素かつ平易な文章表現とし、学術的専門用語の使用は必要最小限にとどめるよう努めるものとする。また、視覚的な表示方法を用いるなど、県民が理解しやすい記述方法に努めるものとする。

なお、調査及び予測のために詳細な資料等が膨大となる場合は、別冊とする。

【解説】

実施計画書、予測評価書案及び予測評価書は、県民が対象事業の実施による環境影響等を知り、環境の見地から意見を述べるための必要な情報源でもあることから、理解しやすい記述に努める必要がある。

3 出典等の明示

実施計画書、予測評価書案及び予測評価書並びに条例方法書、条例準備書及び条例評価書の記述に当たっては、調査等で使用した既存の資料の出典及び作成年月日並びに現地調査を行った場合の日時、機関名、天候その他必要な事項を明示するものとする。

また、専門家等から助言を受けた場合にあっては、助言の内容及び専門家等の専門分野を明示するものとする。

【解説】

本解説で示した参考文献については、原則として最新版を使用するものとする。

別表1 評価項目と評価細目

評価項目	評価細目	定義
1 大気汚染	大気汚染	次に掲げる物質による大気汚染 (1) 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条又はダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条に基づき環境基準（以下「環境基準」という。）が設定されている物質 (2) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第1項、第7項若しくは第13項に規定する物質又は神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年条例第35号。以下「県生活環境保全条例」という。）第2条第3号若しくは第4号に規定する物質 (3) その他人の健康を損なうおそれがある物質
2 水質汚濁	水質汚濁	次に掲げる物質等による水質汚濁 (1) 環境基準が設定されている物質 (2) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条に規定する排水基準又は県生活環境保全条例第28条第1項各号に規定する規制基準が定められている物質 (3) その他人の健康を損なうおそれがある物質 (4) 水質汚濁の状況に変化を及ぼすおそれのあるもの
3 土壌汚染	土壌汚染	次に掲げる物質による土壌汚染 (1) 環境基準が設定されている物質 (2) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第2条第1項及び県生活環境保全条例第2条第8号に規定する特定有害物質 (3) その他人の健康を損なうおそれがある物質
4 騒音・低周波音	1 騒音	建設工事等の作業、工場等の稼働、道路の交通、鉄道の運行又は航空機の運航によって発生する騒音
	2 低周波音	建設工事等の作業、工場等の稼働、道路の交通又は鉄道の運行によって発生する低周波音
5 振動	振動	建設工事等の作業、工場等の稼働、道路の交通又は鉄道の運行によって発生する振動
6 地盤沈下	地盤沈下	地下水位の低下によって発生する地盤沈下
7 悪臭	悪臭	物の燃焼、合成、分解、保管等によって発生する悪臭
8 廃棄物・発生土	1 廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定するし尿を除く廃棄物
	2 発生土	実施区域から搬出される土砂
9 電波障害	テレビジョン電波障害	工作物の設置又は供用を開始した後に運行する鉄道若しくは航空機によって発生するテレビジョン放送（放送衛星及び通信衛星によるものを含む。）の受信障害
10 日照阻害	日照阻害	設置される工作物によって発生する日照阻害（風車の影が回転して地上に明暗が生じる現象を含む。）
11 反射光（太陽電池に限る）	反射光	太陽電池に入射した太陽光が反射するもの
12 気象	気象	変更される土地の形状又は設置される工作物によって変化する風向及び風速
13 水象	1 河川	河川の流量
	2 地下水	地下水の揚水、排除、遮断又は雨水浸透能力の変化による地下水の水位
	3 海域	海域の流況
14 地象	1 傾斜地	その崩壊により周辺に影響を及ぼす傾斜地
	2 地形・地質	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により指定された天然記念物（地質鉱物に係るもの（標本を除く。）に限る。）、同法第132条第1項の規定により登録された記念物（地質鉱物に係るもの（標本を除く。）に限る。）、同法第182条第2項の規定に基づき地方公共団体が指定した天然記念物等（地質鉱物に係るもの（標本を除く。）に限る。）及び学術的に貴重な地形・地質

評価項目	評価細目	定義
15 植物・動物・生態系	1 植物	陸上の植物及び植生（水生生物を除く。）
	2 動物	野生動物（水生生物を除く。）
	3 水生生物	陸水域及び海水域の生物
	4 生態系	上記1から3及びその他の調査結果から概括的に把握される生態系
16 文化財	文化財	文化財保護法第109条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物（天然記念物のうち、畜養動物に限る。）、同法第132条第1項の規定により登録された記念物（天然記念物のうち栽培植物及びその生息地、飼育動物及びその飼育地に限る。）、同法第182条第2項の規定に基づき地方公共団体が指定した史跡名勝天然記念物等（天然記念物のうち、畜養動物に限る。）及び同法第93条第1項にいう周知の埋蔵文化財包蔵地に包蔵されている埋蔵文化財
17 景観	景観	自然、歴史的遺産、田園風景、近代的な都市のまちなみ等が主たる構成要素となっている優れた景観及び地域住民が日常接している身近な景観
18 レクリエーション資源	レクリエーション資源	自然的特性を主として利用するレクリエーション資源
19 温室効果ガス	温室効果ガス	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に定められている物質
20 地域分断	地域分断	工作物の設置によって変化する地域の組織上の一体性又は地域住民の日常的な交通経路の分断
21 安全	1 危険物等	次に掲げる物質等に係る安全性 (1) 消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項に規定する危険物 (2) 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条に規定する高圧ガス (3) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条に規定する毒物、劇物及び特定毒物
	2 交通	実施区域における自動車交通の発生集中により変化する地域の交通安全

別表2 配慮事項

配慮事項	内容
電磁波の漏洩防止措置	人の健康影響が懸念される超低周波の電磁波の漏洩防止等
有害化学物質の排出抑制措置	評価細目に掲げる以外の物質で、県生活環境保全条例第2条第9号に規定する化学物質及び特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）第1条に定められている物質の排出抑制等
光害の抑制措置	夜間の照明による星空の喪失、天文観測の阻害及び生態系に影響を及ぼすことに対する抑制等
遺伝子汚染防止措置	遺伝子の組換え行為によって、生態系に影響を及ぼすことに対する防止等
地震等の自然災害による二次災害の防止措置	地震等による建物や施設の損傷又は崩壊に伴って二次的に発生する災害の防止等
ヒートアイランド現象の緩和に寄与する措置	ヒートアイランド現象の緩和のためのエネルギーの効率的利用等による排熱の低減及び地表面被覆の改善等

別表3 地域特性の把握に必要な一般的な項目

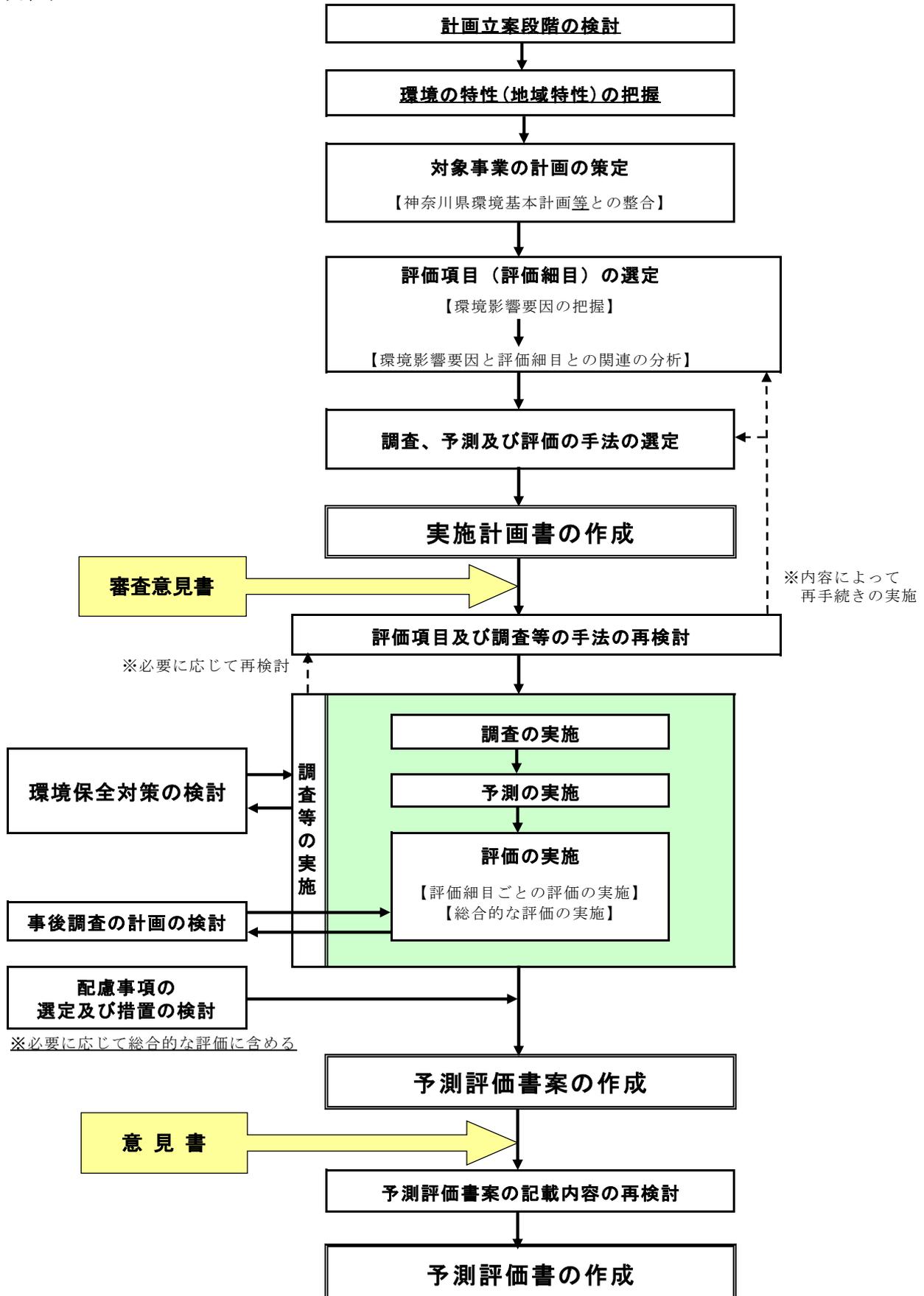
区分	項目	調査内容
社会的状況	行政区画	市町村・字境界、校区等
	人口	年齢別人口の状況、人口動態、人口密度、世帯数等
	産業	農家、商店、工場等の産業別構成状況及び就業人口、品目別生産量、製造品出荷額等
	土地利用	土地利用状況、法令に基づく用途区分の状況、市街地等集落の分布状況等
	交通	道路交通及び交通事故の状況、鉄道、空港及び港湾の利用状況等
	水利用	井戸及び湧水の利用状況、利水状況、河川及び海域等の漁業権の設定状況等
	環境保全に留意を要する施設	学校、病院、文化施設、福祉施設等の分布及び利用状況
	環境関連の社会資本の状況	上水道及び下水道の普及状況、公園、緑地、交通網、廃棄物処理施設等の分布状況等
	公害の状況	大気汚染、水質汚濁、騒音、地盤沈下等の状況
	苦情の状況	公害等に係る苦情の発生状況
	関係法令等の指定・規制等	関係法令における指定、規制等の状況、環境保全に関する計画等の状況等
自然的状況	気象	風向、風速、気温、湿度、降水量等
	水象	河川、水路、井戸及び湧水の分布状況、河川等の流量、海域の流況等
	地象	地形、地質の状況等
	生物	植物、動物及び水生生物の生育・生息状況等
その他の状況		文化財及びレクリエーション資源の分布、地域景観の特性状況等

別表4 評価項目選定表（環境要因と評価項目（評価細目）の関係）

区分		工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用					選定又は非選定の理由
評価項目	評価細目									
環境要因の区分										
大気汚染	大気汚染									
水質汚濁	水質汚濁									
土壌汚染	土壌汚染									
騒音・低周波音	騒音									
	低周波音									
振動	振動									
地盤沈下	地盤沈下									
悪臭	悪臭									
廃棄物・発生土	廃棄物									
	発生土									
電波障害	テレビジョン電波障害									
日照障害	日照障害									
反射光(太陽電池)	反射光									
気象	気象									
水象	河川									
	地下水									
	海域									
地象	傾斜地									
	地形・地質									
植物・動物・生態系	植物									
	動物									
	水生生物									
	生態系									
文化財	文化財									
景観	景観									
レクリエーション資源	レクリエーション資源									
温室効果ガス	温室効果ガス									
地域分断	地域分断									
安全	危険物等									
	交通									

備考：大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、悪臭、温室効果ガス及び安全（危険物等）については物質等の名称を明らかにする。

【解説】
別図



(空白ページ)